

事 務 連 絡  
令和8年6月30日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

農林水産省 消費・安全局動物衛生課長から、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行について、別添のとおり周知依頼がありましたのでお知らせします。

8 消安第1991号

令和8年6月25日

関係団体の長（別記） 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う周知について

今国会で成立した家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律第20号）については、一部の施行期日を政令により定めることとされていたところです。

今般、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令について、閣議決定を経て、本日公布され、下記のとおり、施行されることとなりましたので、貴職におかれましては、別添概要、別紙リーフレット等により関係者へ御周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

1 令和8年7月1日施行

- ・ランピースキン病の家畜伝染病への追加（別添概要の1）
- ・輸入禁止品の販売等の禁止、家畜防疫官による立入検査権限（別添概要の3） 等

2 令和9年5月1日施行

- ・登録飼養衛生管理者によるワクチン接種の特例

以上

## 別記

中央畜産会  
日本食肉格付協会  
全国肉用牛振興基金協会  
全国酪農業協同組合連合会  
日本獣医師会  
日本養豚協会  
畜産環境整備機構  
日本穀物検定協会  
日本食肉協議会  
農林水産技術会議  
J A 共済総合研究所  
農畜産業振興機構  
全国肉牛事業協同組合  
全国農業協同組合連合会  
全国農業協同組合中央会  
養豚事業協同組合  
中央酪農会議  
日本養豚開業獣医師協会  
家畜改良事業団  
全国食肉事業協同組合連合会  
一般社団法人 日本養鶏協会  
一般社団法人 日本食鳥協会  
一般社団法人 日本家畜商協会  
一般社団法人 日本畜産副産物協会  
一般社団法人 日本乳業協会  
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会  
全国乳業協同組合連合会  
一般社団法人 日本養蜂協会  
食品産業センター  
日本食肉市場卸売協会  
東京食肉市場卸売協会  
全国飲食業生活衛生同業組合連合会  
全国中華料理生活衛生同業組合連合会  
全国食肉生活衛生同業組合連合会  
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会  
一般社団法人 全国スーパーマーケット協会  
一般社団法人 日本スーパーマーケット協会  
日本ショッピングセンター協会  
日本フランチャイズチェーン協会  
日本ボランタリーチェーン協会  
日本百貨店協会  
オール日本スーパーマーケット協会  
協同組合セルコチェーン  
日本チェーンストア協会  
日本小売業協会  
日本生活協同組合連合会  
全国小売市場総連合会

全国水産物商業協同組合連合会  
全国青果物商業協同組合連合会  
全日食チェーン商業協同組合連合会  
無添加食品販売協同組合  
日本畜産物輸出促進協会  
一般社団法人 日本畜産副産物協会  
一般社団法人 日本食肉加工協会  
日本ハム・ソーセージ工業協同組合  
日本食肉輸出入協会  
日本食肉格付協会  
全国食肉学校  
日本食肉流通センター  
日本食肉協議会  
日本食肉市場卸売協会  
日本食肉消費総合センター  
日本食肉協会  
全国食肉事業協同組合連合会  
全国食肉業務用卸協同組合連合会  
日本食肉流通センター卸売事業協同組合  
全国食肉センター協議会  
首都圏食肉卸売業者協同組合

# 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の概要

## 背景

- 令和6年11月、福岡県でランピースキン病の変異ウイルスが発生、熊本県まで被害が拡大
- 令和2年より豚熱の新型PCR検査を実施。検査技術の確立を踏まえた殺処分とすることが肝要  
また、県の獣医師の業務量が過大となる中、効果的なワクチン接種の実施体制の構築が急務
- 近年、違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売が散見され、早急に対応が必要

## 法律の概要

### 1. ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

- 届出伝染病から家畜伝染病へ格上げし、緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）

【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】

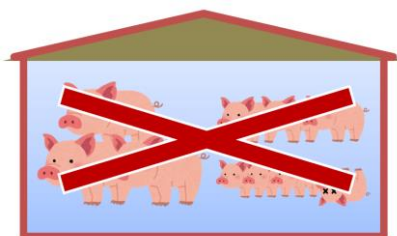


### 2. 豚熱への効率的・迅速な対応

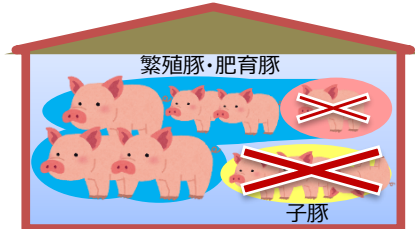
#### (1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、子豚や症状があり検査陽性となった豚を殺処分とする方法に変更

【第16条第1項、第17条】



全頭殺処分



豚熱陰性

選択的殺処分

豚熱陽性

#### (2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

- 都道府県からの要請があった場合、研修を受け獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者も豚熱ワクチン接種が可能となる特例を措置 【原始附則第5条～第10条】
- 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から大学や民間検査機関に委託した場合、委託費の1/2を国が負担

【第60条第1項】

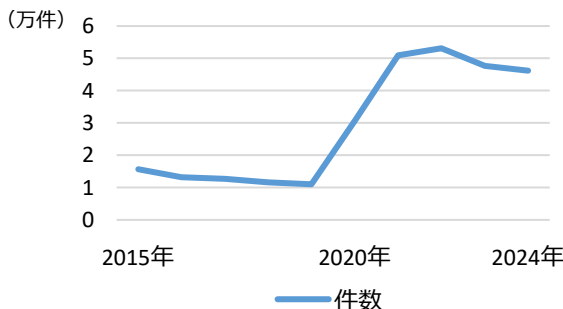
### 3. 輸入禁止品への対応強化

- AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置

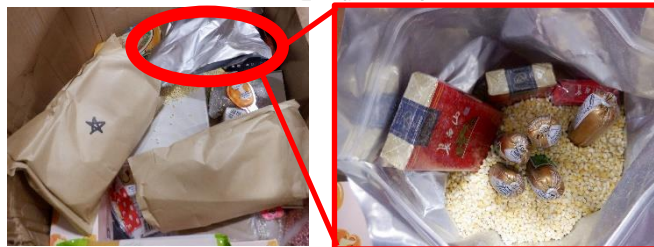
- 輸入禁止品の販売等を禁止 【第44条の2】
- 家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与

【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



開封後

## 施行期日

令和8年7月1日

(ただし、2(1)、(2)②は本改正法の公布の日(令和8年5月19日)。2(2)①は令和9年5月1日)

れいわ ねん がつ にち かちくでんせんびょうよぼうほう かいせい  
令和8年7月1日から家畜伝染病予防法が改正されます

- ゆにゆうけんさ う ゆにゆう にく  
・ 輸入検査を受けずに輸入された肉、  
にくせいひん こくない か  
肉製品は、国内で買ったものでも、  
はんばいきんし  
**販売禁止**になります

- どうぶつけんえきしよ たちいりけんさ  
・ 動物検疫所が**立入検査**に  
いくことがあります



はんばい かちくでんせんびょうよぼうほう  
もしも、販売したら、家畜伝染病予防法により、



まんえん ばっきん  
**300万円の罰金**や、

ねん けいむしよ い  
**3年まで刑務所に入れられる** ことがあります



にく にくせいひん やさい くだもの てつづ  
肉、肉製品、野菜、果物は、手続きをせずに  
がいこく にほん も  
外国から日本に持ってきてはいけません  
だれ にほん おく  
誰かに日本に送ってもらうのはいけません

かちく びょうき はっせいじょうきょう にほん も こ  
家畜の病気の発生状況などにより、日本への持ち込み

くに・ちいき  
ができない国・地域があります。

も がいこく にほん おく まえ  
持てきたいときは、外国から日本に送る前に

にく どうぶつけんえきしよ やさい くだもの しょくぶつぼうえきしよ そうだん  
肉は動物検疫所へ、野菜や果物は植物防疫所に相談してください



ゆにゆうきんしちいき もの  
輸入禁止地域と物

といあわせさき

どうぶつけんえきしよ  
動物検疫所  
にく にくせいひん  
(肉、肉製品)



しょくぶつぼうえきしよ  
植物防疫所  
やさい くだもの  
(野菜・果物)



MAFF  
農林水産省

从2026年7月1日起, 将修改家畜传染病预防法。

· 未经进口检验检查的肉类及肉制品入境日本, 即使是您在日本国内购买的也将被**禁止销售**。

· 动物检疫所官员会进行**现场访问检查**。



如果您出售这些肉类及肉制品, 根据《家畜传染病预防法》,



处罚最高 300 万日元的罚款 或  
最长 3 年的监禁。



请注意! 下面都是禁止行为!  
未经检验的肉、肉制品、蔬菜、水果,  
禁止带入日本。  
严禁使用国际快递包裹寄送日本。

根据家畜疾病的发生情况等, 有些国家和地区禁止携带入境日本。

如果您想携带肉类、蔬菜、水果等食品入境日本, 未到日本之前, 请您提前咨询动物检疫所或植物防疫所。



禁止进口肉类  
产品等的地区

咨询处

动物检疫所  
(肉类、肉制品)



植物防疫所  
(蔬菜·水果)



MAFF  
農林水産省

Từ ngày 1 tháng 7 năm 2026, Luật phòng chống bệnh truyền nhiễm gia súc sẽ được sửa đổi.

- \* Các loại thịt và sản phẩm từ thịt được nhập khẩu mà không qua kiểm dịch nhập khẩu, dù là hàng mua trong nước, **cũng sẽ bị cấm bán.**
- \* Có trường hợp Cơ quan kiểm dịch động vật sẽ đến **kiểm tra trực tiếp.**



Nếu vẫn bán các sản phẩm này, theo Luật phòng chống bệnh truyền nhiễm gia súc, có thể bị:

- \* **Phạt tiền lên đến 3 triệu yên**
- \* **Hoặc bị phạt tù đến 3 năm**

Không được tự ý mang vào Nhật Bản từ nước ngoài các loại:

\* Thịt , Sản phẩm từ thịt

\* Rau củ , Trái cây

mà không làm thủ tục cần thiết.

Cũng không được nhờ người khác gửi các sản phẩm đó sang Nhật.



Do tình hình phát sinh dịch bệnh gia súc, có những quốc gia/khu vực không được phép mang thực phẩm vào Nhật Bản.



Khu vực cấm nhập khẩu

Nếu muốn mang sang Nhật, trước khi gửi hoặc mang từ nước ngoài vào Nhật:

Thịt, sản phẩm thịt →  
hãy hỏi Cơ quan kiểm  
dịch động vật



Rau củ, trái cây →  
hãy hỏi Cơ quan  
kiểm dịch thực vật



(MAFF – Bộ Nông Lâm Thủy sản Nhật Bản)